

## 静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 県が身体拘束廃止を推進するにあたり、高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成23年6月6日老発0606第1号厚生労働省老健局長通知の別添5）に基づく関係機関との連絡調整及び相談機能の充実強化を図るため、静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 県が実施する身体拘束廃止推進事業への助言
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、静岡県健康福祉部福祉長寿局長が委嘱する介護保険施設関係者、学識経験者その他の関係者からなる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から2年間とする。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とするなど、全ての委員の任期は、同一になるように取扱うものとする。
- 3 推進会議には、委員の互選により、座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、推進会議の業務を統括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 推進会議は、福祉指導課長が招集し、座長が推進会議の議長となる。

- 2 推進会議には、必要に応じ、関係者を出席させて意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員は、代理人を推進会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 推進会議の事務局は、健康福祉部福祉長寿局福祉指導課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- この要綱は、平成13年9月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。